

## 本日討議いただきたい事項

### 1. 経済を力強く支える金融機能の確立に向けた政策対応の方向性

地銀等は、適切なガバナンスの下、顧客ニーズに沿った分野に経営資源を投入し、貸出に留まらない総合的なサービスを提供する機能を強化することが求められている。厳しい経営環境の下で、地銀等がこうした態勢の構築を行い、ポストコロナの地域経済の回復・再生に貢献するためには、その経営基盤の強化が従来にも増して重要になってくる。

地銀等の経営基盤強化に向けた経営戦略は、例えば、単独で地域密着・低コストを徹底する、他行との業務・資本提携を推進する、合併・経営統合を行うなど多様であり、どのような戦略を選択するかは各金融機関の経営判断に基づき行われるものである。

そうした経営努力を支援し、地銀等による経営基盤強化に向けた選択肢を拡充する観点から、①収益力の強化、②経費の合理化を規制緩和により支援する（注1）とともに、③合併・経営統合等に取り組む地銀等に対する支援策として、「資金交付制度（仮称）」を時限措置として創設することが考えられる。

（注1）本ワーキンググループで討議中の銀行・銀行グループ等の業務範囲規制・出資規制の緩和等は、ポストコロナの地域経済の回復・再生への貢献等を目的としたものだが、中期的に見れば、地銀等の業務の選択肢を増やすものとして、その収益力向上・経費の合理化にも資するものと考えられる。

### 2. 資金交付制度（案）

以下の「資金交付制度（案）」についてどう考えるか。

#### （1）基本的な考え方

地銀等には、ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える要としての役割が期待されている。しかし、生産年齢人口の減少や低金利環境の継続など地銀等の経営環境は厳しく、特に人口減少地域では将来的にその役割を十分に果たせなくなるおそれがある。

このため、地銀等がこうした役割を持続的に果たせるよう、その業務範囲・出資等に関する規制の緩和を行うとともに、合併・経営統合等の抜本的な事業の見直しによる経営基盤の強化に向けた取組に対する時限の支援措置を創設することとする。

合併・経営統合等を行う地銀等に対する時限の支援措置を検討するに当たっては、①合併・経営統合等は各地銀等の自主的な経営判断に基づくものであることを前提に、②人口減少等により特に経営環境の厳しい地域における貸出を含む利用者ニーズの高い基盤的な金融サービスの維持・強化を目的とし、③金融機関相互間の適正な競争環境を阻害しないこと、④税財源（国の一般会計税収）を使用しないこと、を基本に検討するこ

ととする。具体的には、

- ① 資金交付制度は、地銀等からの申請に基づく制度とすること、
- ② 対象となる地銀等は地域における貸出を含む利用者ニーズの高い基盤的な金融サービスの提供において相当程度の役割を果たしており、他の機関ではその役割を代替できないと考えられる先とする。また、資金交付の申請の際に利用者ニーズの高い基盤的な金融サービスの提供についての計画の提出を求め、その実施状況をモニタリングする仕組みとすること
- ③ 支援は、合併・経営統合等に伴い必要となる追加的な初期コスト（システム統合費用等）の一部とし、経常的な経費への支援は行わない。また、資金交付の際に、交付された資金により行う金融機関の取組が金融機関相互間の適正な競争環境を阻害しないか審査する仕組みとすること
- ④ 財源は、預金保険機構の金融機能強化勘定（注2）の利益剰余金（金融機能強化法に基づき資本参加した金融機関からの配当収入の内部留保分）を活用することが考えられる。

（注2）金融機能強化勘定は、金融機能強化法に基づく資本参加に関する業務を経理する勘定であり、法律の規定に基づき預金保険機構に設置されている9勘定のうちの1つ。他の勘定の主なものとしては、金融機関からの保険料収入を責任準備金として積み立て、金融機関破綻時に預金者等の保護のための保険金の支払いや救済金融機関に対する資金援助等の業務を経理する一般勘定がある。

## （2）対象金融機関

上記の制度趣旨・目的に鑑み、少なくとも、以下の基準全てを満たす地銀等を対象とすることが考えられる。

- ・ 合併・経営統合等の抜本的な事業の見直しを行うこと（注3）
- ・ 地域において相当程度の貸出を含む基盤的な金融サービスを提供していること
- ・ 人口減少地域等を主たる営業地域とし、特に経営環境が厳しいと見込まれること
- ・ 抜本的な事業の見直しにより、貸出を含む基盤的な金融サービスを持続的に提供することが可能となると見込まれること

（注3）合併・経営統合に相当する抜本的な事業の見直しを行う地銀等も対象とすることが考えられる。

## （3）経営強化計画の提出・審査

資金交付を求める金融機関は、主として以下の事項を記載した経営基盤強化のための計画（原則5年間。以下「経営強化計画」という。）の提出を行うこととする。監督官庁は、金融機能強化審査会の意見を聴取しつつ、当該経営強化計画により、ポストコロナの地域経済の回復・再生に資する経営基盤を構築し、地域のニーズに沿った貸出を含む基盤的な金融サービスが持続的に提供可能となるかどうかについて、審査を行うこととする。

経営強化計画の審査において、貸出について生産年齢人口の減少等を考慮して実質的に同水準が維持されることを確認するとともに、地域の実情や顧客ニーズを踏まえつつ、

例えば、経営相談、取引先等の開拓や経営人材の紹介・派遣、デジタル化支援、新規事業立上げや事業再生・事業承継支援、出資とあわせたハンズオン支援など貸出に留まらない総合的なサービス提供を強化する態勢構築について確認することが考えられる。その際、交付された資金により行う金融機関の取組が金融機関相互間の適正な競争環境を阻害しないか確認する必要がある。

また、今後、経営基盤の強化にあたってはデジタル技術等の活用がより一層重要となると考えられること等を踏まえ、ITガバナンスの強化についても確認することが考えられる。

- ・ 抜本的な事業の見直しの内容
- ・ 抜本的な事業の見直しに際して生じる費用
- ・ 経営改善の目標
- ・ ポストコロナの地域経済の回復・再生に資する方策
- ・ ITガバナンスの強化 など

#### (4) 交付額

抜本的な事業の見直しに必要となる追加的な初期コストの一部を支援することとし、システム統合費用や業務の集約・共同化に要する費用などの臨時的又は一時的に負担する経費（物件費）を対象とする。人口減少等により特に経営環境の厳しい地域において金融機能を維持するとの目的等に鑑み、例えば、地銀等における年間のシステム関連経費や近年の合併・経営統合事例における統合費用の水準などを勘案した上で、交付額に一定の上限を設けることが考えられる。また、資金交付制度の適切な運用を確保する観点から、対象経費や交付率などを定めた交付要綱を策定・公表する。

#### (5) 財源

資金交付の財源には、預金保険機構の金融機能強化勘定の利益剰余金（地域における経済の活性化を目的として金融機能強化法に基づき資本参加した金融機関からの配当収入の内部留保分）（注4）を活用する。この金融機能強化勘定の利益剰余金は、将来、金融機能強化業務を終了し、当該勘定を閉鎖する際に残余があれば国庫納付することとなっている（注5）。人口減少地域等においてポストコロナの地域経済の回復・再生に資する金融機能を維持・強化するとの政策目的の下、地銀等の経営基盤強化の支援策に活用する（注6）。

（注4）2020年度末の見込み額約350億円。預金保険機構は、金融機能強化法に基づき、市場から調達した資金（政府保証債の発行等により調達した資金）を原資として、これまで延べ36金融機関に対して資本参加している。

（注5）金融機能強化勘定は、金融機関からの保険料を責任準備金として積み立てている一般勘定（恒久的な勘定）と異なり、時限的な勘定として設けられている。国の資本参加を求める金融機関の申請期限は、新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえ、2026年3月末まで延長されている。金融機能強化勘定の閉鎖は、金融機能強化法に基づき、国が資本参加する全ての金融機関から返済を受けた後に行うことにな

る。

(注6) 預金保険機構(預金保険法に基づき設立された認可法人)の利益剰余金を活用した資金交付制度を創設するには、金融機能強化法において、資金交付の仕組みを規定するとともに、当該資金交付の業務を預金保険機構の業務として定める必要がある。これに加えて、預金保険機構は、国の一般会計予算から資金交付を受けて業務を執行していないが、認可法人として、毎事業年度、収支予算及び資金計画を作成の上、事業年度の開始前に財務大臣等の認可が必要となること(預金保険法第39条)、その勘定(金融機能強化勘定を含む)の「貸借対照表」「損益計算書」及び「資金収支」は予算参考書類として毎年度国会に提出されること(財政法第28条)、により予算統制を受けている。

#### (6) 監督・モニタリング

監督官庁は金融機関から提出を受けた経営強化計画の履行状況について原則5年間モニタリングを行う。ポストコロナの地域経済の回復・再生に資する方策の実施状況が不十分な場合には、経営強化計画の適切な履行を求めることができることとする。抜本的な事業の見直しが実施されない場合、交付を受けた資金の返還を求めることとする(注7)。

(注7) 合併・経営統合の場合はその実施を確認することとし、合併・経営統合に相当するその他の事業の見直しの場合は、一定の数値基準(例えば経費率)を設定することが考えられる。

#### (7) 申請期間

新型コロナウイルス感染症による経済への影響が見通せないことを踏まえ、5年程度の申請期間を確保することとする(2026年3月末を申請期限とする)。

#### (8) その他

その他、制度の検討にあたって留意すべき事項はあるか。

(以上)